

○国土交通省告示第七百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等を使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月十四日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）

(略)	第一第七号に掲げる建築材料	(い)	JIS A五三〇八（レディーミクストコンクリート）―二〇一四
		(ろ)	

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(略)	第一第十二号に掲げる建築材料	建築材料の区分	(い)
		品質基準	(ろ)
(略)	八 湿潤状態となるおそれのある部分に使用する場合に	測定方法等	(は)
			八 面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数（以下この号において「各力学特性値」という。）に対する含水率の調整係数は、次に定める方法又はこれと

改正前

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）

(略)	第一第七号に掲げる建築材料	(い)	JIS A五三〇八（レディーミクストコンクリート）―二〇一四（回収骨材を使用するものを除く。）
		(ろ)	

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(略)	第一第十二号に掲げる建築材料	建築材料の区分	(い)
		品質基準	(ろ)
(略)	八 湿潤状態となるおそれのある部分に使用する場合に	測定方法等	(は)
			八 面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数（以下この号において「各力学特性値」という。）に対する含水率の調整係数は、次に定める方法又はこれと

(略)	(略)	<p>あつては、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数が定められていること。</p>
	(略)	<p>同等以上に含水率の調整係数を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対する含水率の影響を考慮し、有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するものに対する含水率の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。</p> <p>イ〜ニ (略)</p>
(略)	(略)	<p>あつては、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数が定められていること。</p>
	(略)	<p>同等以上に含水率の調整係数を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対する含水率の影響を考慮し、有機発泡材及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するものに対する含水率の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。</p> <p>イ〜ニ (略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。